

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	高知県 三原村

三原村鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名：高知県幡多郡三原村 農林業建設課
所在地：高知県幡多郡三原村来栖野 346
電話番号：0880-46-2111
FAX番号：0880-46-2114
メールアドレス：nouken@vill.mihara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ノウサギ、ハクビシン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	高知県 三原村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
ニホンジカ	水稻	0.04ha	35千円
	野菜等	0.03ha	14千円
	果樹	0.10ha	2千円
イノシシ	水稻	1.08ha	869千円
	野菜等	0.01ha	25千円
	いも類	0.33ha	7千円
ニホンザル	水稻	0.30ha	245千円
	野菜等	0.04ha	494千円
	果樹	0.31ha	278千円
	いも類	0.07ha	13千円
ノウサギ	水稻	0.12ha	93千円
	果樹	1.50ha	10千円
ハクビシン	野菜等	0.30ha	591千円
	果樹	0.20ha	89千円

(2) 被害の傾向

三原村は森林が88%を占める中山間地域であり農業と林業の村である。

各地区に獣害防止柵を設置（平成24年～平成27年）以前よりは被害が減少したもの、近年も鳥獣被害が恒常に発生している。特に農作物の被害は生産意欲の低下にも繋がり、村での深刻な問題となっている。

また、ニホンザルの出没が春～秋の間見られており、田、家庭菜園を中心には被害を出している現状である。

① ニホンジカ

村内全域に生息しており、恒常に被害が発生している。

水稻にあっては春先の苗定植後の踏み荒らし被害、野菜類・果樹については通年食害の被害が発生している。

② イノシシ

村内全域に生息しており、恒常に被害が発生している。

イノシシについても水稻、野菜類の食害と踏み倒し被害が年間をとおして発生しており、被害作物は多岐に広がっている。

③ ニホンザル

近年、多くの地区への出没が頻繁に確認されており、水稻や野菜、果樹に被害が出ている。

④ ノウサギ

村内全域に生息しており、果樹及び水稻への被害が発生している。植えたばかりの若芽をかじられる被害が増加している。

⑤ ハクビシン

村内全域に生息しており、野菜や果物を中心に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和6年度）
ニホンジカ	0.17ha 51千円	0.15ha 58千円
イノシシ	1.42ha 901千円	1.46ha 663千円
ニホンザル	0.72ha 1,030千円	0.47ha 459千円
ノウサギ	1.62ha 103千円	0.88ha 115千円
ハクビシン	0.50ha 680千円	0.19ha 252千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・捕獲 　　獵友会と連携を図り通年銃器、わなによる捕獲を実施している。また、狩猟免許取得に対する助成を行い、新規狩猟者の確保に取り組んでいる。・報償金 　　被害の割合が大きいイノシシ、ニホンジカ及び捕獲が困難なニホンザルの捕獲に対し報償金を支払い、捕獲促進に取り組んでいる。令和元年度からハクビシン、ノウサギも報償金支払いの対象としている。・くくりわなの配布 　　イノシシ・ニホンジカ用のくくりわなを狩猟者（有害鳥獣捕獲許可証発行者の内、希望者）に配布し捕獲の促進を図っている。 (R4年度 11名 77基)	<p>新規狩猟免許取得者が少なく、また、獵友会メンバーの高齢化が進んでおり、意欲的に捕獲を実施できる捕獲従事者が減少している。</p> <p>ニホンザルの被害が増加しているが、捕獲を実施できる狩猟者が少ない。他の有害鳥獣を含め、捕獲技術の向上、捕獲報償金の見直し等により、捕獲の促進を図る必要がある。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>防止ネットの貸出しを行い自己による被害防止策を行っている。</p> <p>また、農家等が電気柵等の獣害防止柵を購入する場合にも助成を行っている。</p> <p>平成24年度からは、三原村有害鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、国の交付金により、ワイヤーメッシュ柵等の獣害防止柵の設置を行っている。</p> <p>農業者には県、村の事業により柵の設置に対する補助を行っている。(R3年度 1件 302m、R4年度 3件 234m)</p>	<p>防護柵の設置を行った集落は被害が減少しているが、未設置の地区への被害が増加しているため、引き続き設置していく必要がある。</p> <p>設置完了した地区において、適正な維持管理を実施していくため、地域ぐるみでの体制づくりが必要。</p>
サル対策に関する取組	追い払い講習を開催し、被害地区の住民に積極的に参加を促している。	被害地区の住民へ講習会を開くことでサルの追い払いに対する正しい知識を集落全体で共有することが必要。

(5) 今後の取組方針

被害が多いイノシシについて、捕獲実績はおおよそ横ばいであるが個体数を減し被害を減少させるには、まだまだ捕獲実績をあげていく必要がある。そのため狩猟免許取得の啓発、捕獲機材の導入を行い、捕獲従事者の確保を図る。

シカについて、被害は抑えられてきているが人里への侵入防止や個体数調整のためにも現状のまま実績を上げる必要があるため、捕獲活動の推進を図る。

ニホンザルについては、目撃情報及び被害報告が増加傾向にあり、被害地区にて追い払い等の勉強会を開催し、被害防止策や情報収集を行い、被害の軽減を図る。

最近被害が増加傾向であるノウサギ・ハクビシンについては、被害対策のため捕獲報償金の支払い等により、捕獲活動の推進を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

三原村獵友会が、被害者の依頼を受けて村内全域を対象に銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を実施する。

鳥獣被害対策実施隊は被害の情報収集及び捕獲活動の啓発等を行い捕獲活動の推進を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ノウサギ ハクビシン	三原村獣友会、各地区と連携し、捕獲機材の導入等により捕獲の体制づくりを図る。 狩猟免許取得助成により捕獲従事者の確保・育成を図る。 また、講習会等を通して捕獲に関する技術の普及・向上を図る。
7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ノウサギ ハクビシン	三原村獣友会、各地区と連携し、捕獲機材の導入等により捕獲の体制づくりを図る。 狩猟免許取得助成により捕獲従事者の確保・育成を図る。 また、講習会等を通して捕獲に関する技術の普及・向上を図る。
8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ノウサギ ハクビシン	三原村獣友会、各地区と連携し、捕獲機材の導入等により捕獲の体制づくりを図る。 狩猟免許取得助成により捕獲従事者の確保・育成を図る。 また、講習会等を通して捕獲に関する技術の普及・向上を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① ニホンジカ 本村における捕獲実績は、令和2年度 134頭、令和3年度 201頭、令和4年度 172頭となっており、捕獲数はおおよそ横ばいながらも被害報告及び目撃情報も継続的にあることから、生息数は減少しているとはいえず、今後生息数増加の可能性もあり、年間捕獲計画頭数は220頭とし捕獲の推進を図る。
② イノシシ 本村における捕獲実績は、令和2年度 114頭、令和3年度 158頭、令和4年度 137頭となっており、捕獲数はおおよそ横ばいながらも、被害報告及び目撃情報も継続的にあることから生息数は減少しているとはいえず、今後生息数の増加の可能性もあり年間捕獲計画頭数を170頭とし捕獲の推進を図る。
③ ニホンザル 近年、一部の地域で農作物の被害が確認されており、目撃報告、被害報告が増加していることから、生息数の増加が見込まれるため、年間捕獲計画数を10頭とする。
④ ノウサギ ノウサギによる森林被害は依然深刻なままである。有害捕獲の許可を行ってきたが実績があがっていない状況（令和4年度 4羽）である。年間捕獲頭数を20羽とする。

⑤ ハクビシン

近年、野菜や果物を中心に家庭菜園で被害を出している現状である。
令和4年度捕獲実績 14頭。年間捕獲頭数を30頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	220	220	220
イノシシ	170	170	170
ニホンザル	10	10	10
ノウサギ	20	20	20
ハクビシン	30	30	30

捕獲等の取組内容

村内全域で銃器・わなを用いて、効率的かつ効果的に捕獲を行うため猟友会と協議のうえ、通年捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ			
イノシシ (併用)	必要に応じて設置	必要に応じて設置	必要に応じて設置

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ノウサギ ハクビシン	各種団体主催の研修会等への参加と合わせ獣害対策の普及啓発を促進し、地域ぐるみで獣害防護柵の維持管理、追い払い活動等、地域住民が主体的に防止活動を行えるよう支援するとともに、体制整備の確立を目指す。
7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	各種団体主催の研修会等への参加と合わせ獣害対策の普及啓発を促進し、地域ぐるみで獣害防護柵の維持管理、追い払い活動等、地域住民が主体的に防

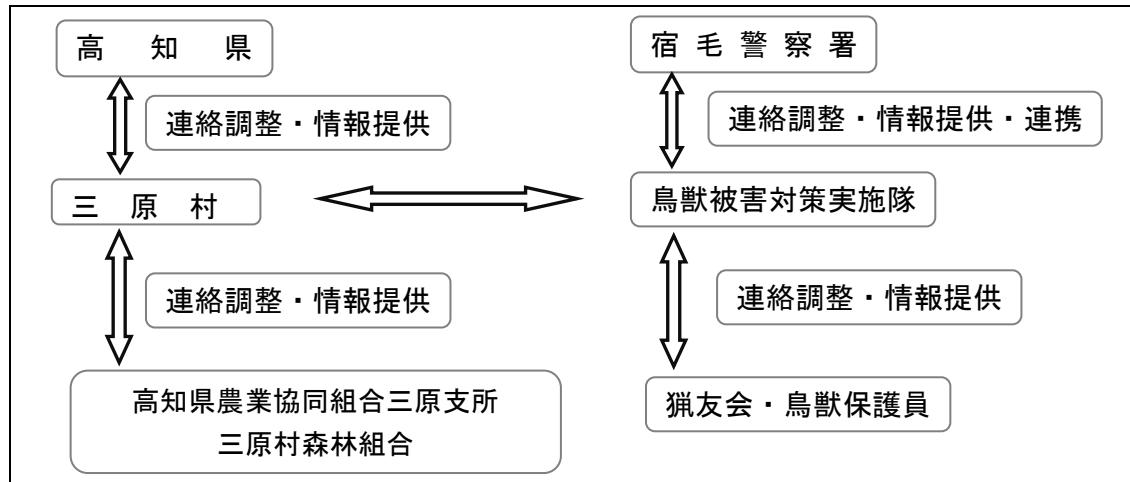
	ノウサギ ハクビシン	止活動を行えるよう支援するとともに、体制整備の確立を目指す。
8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ノウサギ ハクビシン	各種団体主催の研修会等への参加と合わせ獣害対策の普及啓発を促進し、地域ぐるみで獣害防護柵の維持管理、追い払い活動等、地域住民が主体的に防止活動を行えるよう支援するとともに、体制整備の確立を目指す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供
三原村獵友会	地域巡回、情報収集・提供
三原村鳥獣保護員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業協同組合三原支所	地域巡回、情報収集・提供
三原村森林組合	地域巡回、情報収集・提供
三原村	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
宿毛警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、捕獲者自身で周辺環境等に配慮し適切な埋設、または食用として適切な処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

解体処理施設等が近隣にないため、自家消費を主体とする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三原村有害鳥獣被害対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
三原村	事務局を担当し、協議会の運営
三原村地区獣友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施
三原村区長会長	地域巡回、被害等の情報提供
高知県農業協同組合 三原支所	地域巡回、被害等の情報提供、被害防止技術指導を行う
三原村森林組合	地域巡回、被害等の情報提供
三原村鳥獣保護員	地域巡回、有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う
四万十森林管理署 三原森林事務所	国有林に関する情報提供、被害防止対策の情報提供と指導
高知県幡多農業振興センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術指導を行う
高知県幡多林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術指導を行う
高知県農業協同組合 幡西営農センター	地域巡回、被害等の情報提供、有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術指導を行う
高知県農業共済組合 西部支所 幡多事業所	地域巡回、被害等の情報提供

（2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策技術の情報提供、その他必要な指導・支援を行う。
鳥獣被害対策専門員	鳥獣被害対策の相談、技術指導等。

（3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：令和5年4月1日
任期：2年間
構成：三原村職員2名
実施隊が行う被害防止施策：
集落点検見回り、生息・被害調査、広報、啓発等
事務局：三原村 農林業建設課

（4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町及び関係機関と連携し、共同での講演会や情報交換会、現地研修会を通じて情報を共有して被害防止対策に努める。